

## 長野県議会からの請求に係る監査の結果に関する報告

### 第1 請求の受付

#### 1 請求年月日

県議会から監査の請求があったのは、平成18年3月23日である。

#### 2 監査請求事項

県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する調査特別委員会（以下「百条委員会」という。）に係る弁護士との委託契約

#### 3 監査請求事項に係る県議会からの趣旨等の聴取

平成18年4月24日、監査請求事項の趣旨等を確認するため、県議会から説明を受ける機会を設けた。

県議会を代表して竹内久幸議員が監査請求事項の趣旨等を説明した。

同議員は、「県職員が百条委員会の証人として証言する場合、県組織の一員として発言するのではなく、あくまでも個人として出頭し証言することは、行政実例からも明らかである。」とした上で、「県が弁護士と委託契約をした理由は、証人や記録提出者の人権の保護等に関する法的問題について相談するためであるが、公務員が証人として出頭することや公文書以外の記録を提出する場合は、あくまでも個人としての立場であるから、こうした事例に関して弁護士に相談することは、知事が負うべき事務ではない。」、また、「県は百条委員会が適法又は適正に運営されているかチェックが必要と考えていたようだが、百条委員会の尋問方法等の運営に支障があれば、証人からの申し入れ等により議会又は百条委員会が対応すべきであり、知事の事務として議会をチェックする権能は認められていない。」と主張した。

以上の理由から同議員は、「百条委員会に係る弁護士との委託契約は、知事が処理すべきでない事務について公費を支出するものであり、『普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする。』と規定する地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第232条に違反する違法な契約である。」との見解を示した。

また、「監査にあたっては、委託契約の内容はもちろんのこと、相談内容やそれに対する指導、助言といった契約の履行状況を具体的に把握し、その上で、弁護士との委託契約が適正なものであったかどうか、法令に照らして判断されたい。」と主張した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事務

「百条委員会に係る松葉謙三弁護士及び嘉村孝弁護士との委託契約（以下「本件委託契約」という。）の内容並びに本件委託契約の履行状況について」を対象事務とした。

### 2 監査対象機関

経営戦略局秘書チームを対象機関とした。

### 3 関係人調査

法第199条第8項の規定により、本件委託契約の履行状況を確認するため、平成18年5月8日に松葉弁護士から、同年5月19日に嘉村弁護士から聞き取り調査を行った。

## 第3 監査の結果

### 1 事実関係の確認

監査対象事務について、関係書類等の調査及び監査対象機関からの事情聴取並びに関係人調査を実施した結果、次の事項を確認した。

#### (1) 本件委託契約に係る契約書の概要

平成17年7月28日、知事は、百条委員会が行う調査に対する県の対応に関する事項及び百条委員会が行う調査において証言又は記録の提出を求められた職員の当該調査への対応に関する事項に係る法律上の相談に対する指導、助言を求める事務（以下「本件委託事務」という。）について、松葉弁護士及び嘉村弁護士とそれぞれ委託契約を結んだ。

契約書には、本件委託事務に係る着手金は52万5,000円で、同年9月30日までに支払うこと、本件委託事務が終了したときは報酬金として52万5,000円以内で両者が協議をして定める額を、協議して定める期日までに支払うこと、また、委託事務に関し長野市へ出張する場合、旅費のほか日当として1回につき松葉弁護士へは4万円、嘉村弁護士へは5万円を支払うことと記載されている。

委託契約の有効期間は、契約締結の日から百条委員会の調査に係る一連の手続きが終了するまでの間である。

#### (2) 訴訟代理契約に準じた契約形態とした理由

長野県では、県が当事者となっている法律上の問題に対して適確に対処するために、契約弁護士を設置している。

契約弁護士との法律相談に関する実施要綱では、契約弁護士とは、弁護士の中から知事が選任し、法律相談業務の契約を締結した者をいい、契約弁護士に相談

できる事項は、訴訟に発展する可能性が高く、訴訟対応を前提とした事務処理を行う必要があるもの及び社会的に注目を集めている事案で、県として慎重に対応する必要があるものと規定している。県は、平成17年度の相談料を30分当たり5,250円として、年度当初に選任した弁護士と単価契約書を締結していた。

本件委託契約については、この契約弁護士制度を利用するのではなく、訴訟代理契約に準じた契約形態で2名の弁護士と契約を結んでいる。その理由は、契約弁護士制度による法律相談は、ほぼ即答が可能なものがほとんどであるのに対し、百条委員会に関する問題は、本県においても25年ぶりに設置されたもので県民の注目度も高く、内容が特異で専門的であること、また、百条委員会の調査期間が長期にわたることが予想されたことである。

### (3) 委託弁護士の選定理由

平成17年度の長野県の契約弁護士で本県の行政に精通している弁護士のうち、元県副出納長で県議会総務委員会にも出席し、百条委員会の調査案件にも詳しいことから松葉弁護士を、また、行政法に精通しており、県の旅費裁判の訴訟代理人を務めていることから嘉村弁護士を選定した。

### (4) 本件委託契約に係る支出状況

本件委託事務に係る着手金、報酬金、日当、旅費の支出状況は次のとおりであり、支出科目は、2款総務費 1項総務管理費 10目政策調整費 8節報償費である。

#### ア 松葉弁護士分

支払日	支払金額	内 容
平成17年9月22日	52万5,000円	着手金
平成17年9月30日	36万9,120円	日当・旅費 (8月4・9・10・11・12・17・31日、9月2日分)
平成17年11月2日	4万6,140円	日当・旅費(10月14日分)
平成17年12月1日	4万6,140円	日当・旅費(11月18日分)
平成17年12月16日	9万2,280円	日当・旅費(12月2・5日分)
平成18年1月5日	8万6,140円	日当・旅費(12月13・17日分)
平成18年1月27日	9万2,280円	日当・旅費(1月17・18日分)
平成18年2月21日	4万6,140円	日当・旅費(2月10日分)
平成18年4月21日	52万5,000円	報酬金
計	182万8,240円	(長野市への出張は計17回)

## イ 嘉村弁護士分

支払日	支払金額	内容
平成 17 年 9 月 30 日	52 万 5,000 円	着手金
平成 18 年 4 月 21 日	52 万 5,000 円	報酬金
計	105 万円	

### (5) 着手金、報酬金の算定の考え方

#### ア 着手金

着手金の額は、全国的に見ても設置事例が極めて少ない法第 100 条に基づく調査に関して、県側からの相談等に対する指導、助言の前提となる法令等の調査及び先例の研究のほか、百条委員会から提出を求められた記録の確認等に要した時間の対価として算定された。

#### イ 報酬金

報酬金の額は、弁護士から適切な指導、助言を受けたことにより証人等の人権保護など、百条委員会の運営に関し改善が認められた場合にその改善の程度及び県からの相談に対する対価として算定された。

### (6) 弁護士による指導、助言の成果

県からの相談に対する弁護士の指導、助言の概要及び県からの申入れにより百条委員会の運営が改善された点は、別記 1 のとおりである。

### (7) 県からの相談に弁護士が対応した時間

弁護士が百条委員会に関する県からの相談に対応するために要した時間は、別記 2 のとおりである。

### (8) 会計処理について

本件委託契約に係る支出の会計処理については、財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号）の規定に従い行われていることが確認された。

## 2 判断

### (1) 本件委託事務を公費負担することの適否

法第 232 条第 1 項は、普通地方公共団体がその処理する事務に要する経費の支弁義務に関する規定である。普通地方公共団体が支弁義務を負う経費は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費、その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属せしめられる経費である。

地方公共団体が処理する事務については、法第 2 条第 2 項で「普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。」と規定されている。「地域における事務」

には、法令に根拠を有するものもないものもあり、また処理が義務づけられているものもないものもある。この規定は、普通地方公共団体が「地域における事務」を広く処理する権能を有することを規定するのみであって、排他的に権能を持つことを定めたものではないと解されている。

現在、地方公共団体が処理する事務は、「自治事務」と「法定受託事務」とに区分されており、法第2条第8項は、「自治事務」について、「この法律において『自治事務』とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。」と定義している。「自治事務」についてあえて積極的な定義規定を置かず、控除的な定義とすることで「自治事務」が地方公共団体の事務の基本となるものであって、非常に幅の広いものであることを表していると考えられている。

県議会は、県職員が百条委員会に証人として出頭し証言する場合、県組織の一員として発言するのではなく、あくまでも個人として出頭し発言するものであり、また、県に百条委員会の運営が適法又は適正かどうかをチェックする権能は認められないと主張している。

しかしながら、今回の百条委員会の調査事項は、いずれも県の組織として職務を遂行した事項あるいは職務遂行に関連した事項を対象としていることから、たとえ証人として出頭する場合の身分が個人としての立場であっても、当該職員の百条委員会への対応を含め、県として百条委員会にどう対応するかという事務は、県として処理すべき事務であると考ええる。

したがって、本件委託契約に基づき県が弁護士に対して行った法律上の相談には、百条委員会が個人宛に請求した記録の提出に関することも含まれているが、あくまでも職務を遂行する上で必要となった記録の提出に関して指導、助言を求めたのであり、また、先に述べたとおり地方公共団体が処理する事務の範囲は広いものであることを考慮すれば、職員個人の問題について指導、助言を求めたことを含め、本件委託契約に公費を支出することが直ちに違法、不当であるとする理由を見出すことはできない。

## (2) 委託弁護士の選定の適否

県と松葉弁護士との間で本件委託契約を結んだ平成17年7月28日の時点で、松葉弁護士は、元「長野県」調査委員会の事務局長であったことから、百条委員会の調査事項である県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項の当事者となることは想定されていた。しかしこれをもって、本件委託契約の相手先として松葉弁護士を選定できないとする根拠にはならないと判断する。

ところで同年 11 月、松葉弁護士は、知事を被告とする政務調査費返還代位請求の住民訴訟の原告訴訟代理人となった。これにより、松葉弁護士は本件委託契約を結んでいる県と利害関係者となったが、県は、弁護士職務基本規程第 28 条の規定により、同弁護士に訴訟代理人となることを認める同意書を交付することで本件委託契約を継続している。

しかしながら、松葉弁護士が百条委員会の調査事項の当事者であることなど諸事情を勘案すると、県が松葉弁護士との本件委託契約を 11 月以降も継続したことは、いささか思慮に欠けていたと思われる。

### (3) 本件委託契約の契約額の適否

平成 16 年 4 月から弁護士会の報酬基準が廃止され、弁護士はそれぞれ自由に料金を定められるようになってきている。日本弁護士連合会が実施したアンケート結果や旧長野県弁護士会報酬規程等を参考にすれば、本件委託契約に係る着手金及び報酬金の額は、妥当な額と判断できる。

ところで、報酬金とは、弁護士が扱った事件が成功に終わった場合に事件終了の段階で支払うものである。成功というのは一部成功の場合も含まれ、その度合いに応じて支払うことになっている。事件によっては弁護士が実際にその事件の処理に要した時間で報酬を算定することもある。

本件委託契約に係る報酬金は、百条委員会の運営に関して改善が認められた場合に、その改善の程度又は県からの相談等に対応するために要した時間を参考として支出されている。指導、助言に要した時間の実績は、松葉弁護士が 31 時間、嘉村弁護士が 30 時間である。複雑な事案や事業に関する相談であったため 1 時間 2 万円として積算すると、松葉弁護士が 62 万円、嘉村弁護士が 60 万円になる。契約書において支払額は、52 万 5,000 円以内で両者が協議して定める額としていたことから、両弁護士に支払われた額は各 52 万 5,000 円であった。

しかしながら、秘書チームには県から弁護士に相談をした日時、内容や弁護士からの指導、助言の内容を示す書類が一切存在せず、報酬金を支払う際の証拠となる書類も担当者の記憶のみで作成されていた。百条委員会の運営が改善されたという成果は確かに認められるものの、県からの相談に対応するために要した時間に応じて報酬金を支払う事務処理をしている以上、相談等の概要が分かる書類を作成していなかったことは適当な事務処理とは言えない。

## 第 4 意見

法第 1 条は、地方自治法の目的として「地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図る」ことを掲げている。この趣旨は、地方自治の運営が住民全体の

福祉の増進を図ることによって、住民自身の責任において民意に基づいて民主的に行われるべきものであると同時に、能率の高い地方行政の実現を確保し、最少の経費で最大の効果を挙げる行政であるべきことを要請するものであると解されている。

予算の執行面における基本原則を定めた地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 4 条は、その第 1 項で「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」として、経費の支出に関する規制を定めている。

予算の執行に当たっては、個々の具体的な事情に基づいて判断し、最も少ない額をもって目的を達成するように努めるべきことは、執行機関に課された当然の義務である。必要且つ最少の限度の判定基準は、個々の経費について個々具体的に判定されるべきであって、抽象的に基準を設けることはできないが、その判定に当たっては、広く社会的、政策的ないし経済的見地から総合的にこれをなすべきであるとされている。

本件委託契約に係る成果は、県の相談内容等から判断すると、「調査特別委員会の証人尋問に際しての留意事項」を作成し、証人として出頭する県職員に事前配布することによって、百条委員会で証言する際の注意事項を職員に周知徹底させたこと、さらに、証人の人権等に配慮した運営をするよう県議会議長に申入れをしたことが中心であると思われる。

長野県において法第 100 条に基づく委員会が設置されたのは 25 年ぶりのため、県議会及び県ともに百条委員会の運営に精通しておらず、また、今回の百条委員会の調査事項には、県が組織として職務を遂行した事項が含まれていたことを踏まえると、先に判断で示したとおり県が百条委員会への対応に関して弁護士の指導、助言を受けることに公費負担したことは問題ないと考える。

しかしながら、そもそも百条委員会の運営に関して責任を負うのは、県議会である。第三者や証人等から百条委員会の運営について指摘があれば、議会自身が謙虚に受け止め、百条委員会として継続的に弁護士等に相談し、運営の改善を図っていかなければならない。

われわれ監査委員は、県財政が非常に厳しい状況であることを踏まえ、監査の実施に当たっては、「財務に関する事務が法令に適合しているのか」の合規性の視点、「計数が正確であるのか」の正確性の視点のほか、従来にも増して「経済性」(Economy)、「効率性」(Efficiency)、「有効性」(Effectiveness) のいわゆる 3 E の視点を重視して監査を行うこととしている。

今回、百条委員会の運営に関して県議会においても弁護士と相談して対応しており、また、証人出頭請求書の送付の際に証言をするにあたっての留意事項という資料を同

封していたことを鑑みると、今後は、同一内容の事務を重複して処理することによる非効率、不経済な事態が生ずることなく、最少の経費で最大の効果を挙げる行政を目指してより一層努力されることを要望しておきたい。



別記1 県からの相談に対する弁護士への指導・助言の成果等の概要

県からの相談内容	指導・助言の成果	委員会運営の改善状況
<p>記録請求への対応に関する相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人使用の手帳の記録請求に対する対応</li> <li>請求のあった記録の提出部数(23部)の要求への対応</li> <li>提出期限に無理がある場合の設定への対応</li> </ul> <p>相談日：平成17年7月29日 対応時間：嘉村弁護士(2時間)、松葉弁護士(1時間)</p>	<p>平成17年8月3日付け17秘第76号</p> <p>「地方自治法第100条第1項の規定による請求記録の提出について」(正確な記録提出を期するため、提出部数を1部のみとする旨を明記)</p>	<p>記録の提出について、平成17年11月9日付けの請求から、要求部数が1部となった。</p>
<p>個人使用の手帳を記録提出する際のプライバシーへの配慮に関する相談</p> <p>相談日：平成17年8月2日 対応時間：嘉村弁護士(2時間)</p>	<p>平成17年8月2日付け17秘第73号</p> <p>「個人使用の手帳にかかる記録提出請求について」</p> <p>平成17年8月3日付け17秘第74号</p> <p>「個人使用の手帳を記録提出する際のプライバシーへの配慮について」</p>	<p>個人使用の手帳については、プライバシーに配慮し、正副委員長のみで本人立会いの下に記録確認が行われた(記録提出は手帳の写しにより、確認後に原本は本人に返還されている)。</p>
<p>証人として出頭を求められた職員等の証人尋問等に際しての留意事項に関する相談</p> <p>相談日：平成17年8月4日、5日、8日 対応時間：嘉村弁護士(5時間) 松葉弁護士(2時間30分)</p>	<p>平成17年8月8日作成の「調査特別委員会の証人尋問に際しての留意事項」</p>	<p>証人等に対し、百条委員会に関する制度等の周知を図るとともに、事前に証人等の権利・義務を明示した。</p>
<p>百条委員会の調査対象事項(4項目)との関連性に疑問のある記録請求に関する相談</p> <p>相談日：平成17年8月17日 対応時間：嘉村弁護士(2時間)、松葉弁護士(2時間)</p>	<p>平成17年8月19日付け「地方自治法第100条第1項の規定による請求記録の提出について」鏡文において、調査項目と関連ある事項に限定するよう申入れ</p>	<p>百条委員会における記録提出請求において、請求する委員が調査項目との関連性を説明するようになった。</p>
<p>百条委員会での証人尋問における問題点に関する相談</p> <p>相談日：平成17年9月2日、5～10日 対応時間：嘉村弁護士(10時間)、松葉弁護士(17時間)</p>	<p>平成17年9月13日付け17秘第107号</p> <p>「地方自治法第100条に基づく調査特別委員会に基づく調査特別委員会による証人尋問について」(申入れ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次回の委員会期日までに相応の期間が設けられ、証人の呼出状が遅くとも3日前までには送付されるようになった。</li> <li>証人に対し尋問予定時間が明示されるようになった。</li> </ul>
<p>知事の証人出頭に関する議会(宮澤副委員長)からの打診への対応に関する相談</p> <p>相談日：平成17年9月15日、16日、20日 対応時間：嘉村弁護士(3時間)、松葉弁護士(2時間)</p>	<p>平成17年9月20日付け</p> <p>「県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する調査特別委員会への出席について」</p>	<p>知事の証人尋問の期日が調整の上、9月26日に設定された。</p>

県からの相談内容	指導・助言の成果	委員会運営の改善状況
<p>百条委員会の音声記録を県ホームページに掲載することに関する相談</p> <p>相談日：平成17年9月25日 対応時間：嘉村弁護士（1時間）、松葉弁護士（1時間）</p>	<p>平成17年9月26日付け 「県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する調査特別委員会音声記録の県ホームページへの掲載について」（申入れ）</p>	<p>10月6日開催の第14回委員会分科会から議会ホームページに音声記録も併せて掲載されることになった。</p>
<p>9月26日の知事証人尋問における問題点に関する相談</p> <p>相談日：平成17年9月28日、29日 対応時間：嘉村弁護士（3時間）、松葉弁護士（1時間）</p>	<p>平成17年9月29日付け17秘第116号 「地方自治法第100条に基づく調査特別委員会に基づく調査特別委員会による証人尋問について」（再申入れ）</p>	
<p>12月2日、5日の証人尋問の問題点に関する相談</p> <p>相談日：平成17年12月6日 対応時間：嘉村弁護士（2時間）、松葉弁護士（1時間）</p>	<p>平成17年12月7日付け17秘第156号 「弁明機会の公開について」（申入れ）</p>	<p>平成17年12月9日の第22回委員会において、11月28日の委員会に出頭できなかった事情を説明する機会が松林経営戦略局長に与えられた。</p>
<p>記録提出拒否、出頭拒否の認定の問題点に関する相談</p> <p>相談日：平成18年1月17日、18日 対応時間：松葉弁護士（2時間30分）</p>		
<p>百条委員会における論点整理、事実認定の手続き等に関する相談</p> <p>相談日：平成18年2月10日 対応時間：松葉弁護士（1時間）</p>		

別記2 県からの相談への対応に要した時間

(1) 松葉弁護士

相談日	相談方法	相談等の内容	対応時間	
			対応日	時間数
7月29日	電話	・ 記録請求への対応に関する相談 個人使用の手帳の記録請求に対する対応、請求のあった記録の提出部数など	7月29日	1時間
8月4日	県庁で面談	・ 証人として出頭を求められた職員に事前に手交する「調査特別委員会の証人尋問に際しての留意事項」の記載内容に関する相談 証言を拒絶しうる場合・質問の制限・虚偽の陳述に関する説明の記載内容など	8月4日	1時間
8月5日	電話		8月5日	30分
8月8日	電話		8月8日	1時間
8月17日	県庁で面談	・ 百条委員会の調査対象事項（4項目）との関連性に疑問のある記録請求への対応に関する相談 稲荷山養護学校の建設に関する記録の請求に対する対応、調査項目との関連性に疑惑のある記録請求に対する申入れなど	8月17日	2時間
9月2日	県庁で面談	・ 百条委員会での証人尋問における問題点の指摘及びその改善について議会側に申入れを行うことに関し、「証人尋問に際しての証人の人権等への配慮について」の記載内容を相談 第4回～第11回の百条委員会における証人尋問の問題点と改善要求に関する記載内容	9月2日	2時間
9月5日 ～9日	電話、ファクシミリ		9月5日 ～9日	15時間
9月15日	県庁で面談	・ 知事の証人出頭に関する議会（宮澤副委員長）からの打診への対応に関する相談 要請日（9月22日）当日に重要な公務が予定されている場合の対応	9月15日	1時間
9月16日	電話		9月16日	30分
9月20日			9月20日	30分
9月25日	電話	・ 百条委員会の音声記録（理事者相当職以上の者に対する尋問部分）の県ホームページへの掲載について議会に申入れを行うことに関する相談 申入れ文書の記載内容のチェック	9月25日	1時間
9月29日	県庁で面談	・ 9月26日の知事証人尋問にて、再び誘導的な尋問等が見受けられたため、9月13日付けの申入れ事項に配慮し、誘導尋問等を行うことのないよう再度申入れを行うことに関する相談 申入れ文書の記載内容	9月29日	1時間
12月6日	電話	・ 12月2日、5日の証人尋問において見受けられた誤導尋問、意見の強要等に対する申入れ等の対応を行うこと及び出頭拒否の認定に先立ち弁明の機会の付与を求めることに関する相談	12月6日	1時間
1月17日	県庁で面談	・ 百条委員会の記録提出のあり方、出頭要求のあり方、また、これら要求に対する対応等に関する相談	1月17日	1時間
1月18日			1月18日	1時間30分
2月10日	県庁で面談	・ 百条委員会における論点整理、事実認定の手続き等に関する相談	2月10日	1時間
合 計			31時間	

## (2) 嘉村弁護士

相談日	相談方法	相談等の内容	対応時間	
			対応日	時間数
7月29日	嘉村法律事務所 所で面談	・ 記録請求への対応に関する相談 個人使用の手帳の記録請求に対する対応、請求内容により記録提出を拒否することの可否、 請求のあった記録の提出部数など	7月29日	2時間
8月2日	電話	・ 個人使用の手帳を記録提出する際のプライバシーへの配慮について（議会への申入れ文書）の 記載内容等に関する相談	8月2日	2時間
8月4日	電話	・ 証人として出頭を求められた職員に事前に手交する「調査特別委員会の証人尋問に際しての留 意事項」の記載内容に関する相談 証言を拒絶しうる場合・質問の制限・虚偽の陳述に関する説明の記載内容など	8月4日	1時間
8月5日			8月5日	2時間
8月8日			8月8日	2時間
8月17日	電話	・ 百条委員会の調査対象事項（4項目）との関連性に疑問のある記録請求への対応に関する相談 稲荷山養護学校の建設に関する記録の請求に対する対応、調査項目との関連性に疑惑のある 記録請求に対する申入れなど	8月17日	2時間
9月2日	電話	・ 百条委員会での証人尋問における問題点の指摘及びその改善について議会側に申入れを行うこ とに関し、「証人尋問に際しての証人の人権等への配慮について」の記載内容を相談 第4回～第11回の百条委員会における証人尋問の問題点と改善要求に関する記載内容	9月2日	1時間
9月5日 ～10日			9月5日 ～10日	9時間
9月15日	電話	・ 知事の証人出頭に関する議会（宮澤副委員長）からの打診への対応に関する相談 要請日（9月22日）当日に重要な公務が予定されている場合の対応	9月15日	1時間
9月16日			9月16日	1時間
9月20日			9月20日	1時間
9月25日	電話	・ 百条委員会の音声記録（理事者相当職以上の者に対する尋問部分）の県ホームページへの掲載 について議会に申入れを行うことに関する相談 申入れ文書の記載内容のチェック	9月25日	1時間
9月28日	電話	・ 9月26日の知事証人尋問にて、再び誘導的な尋問等が見受けられたため、9月13日付けの申 入れ事項に配慮し、誘導尋問等を行うことのないよう再度申入れを行うことに関する相談 申入れ文書の記載内容	9月28日	2時間
9月29日			9月29日	1時間
12月6日	電話	・ 12月2日、5日の証人尋問において見受けられた誤導尋問、意見の強要等に対する申入れ等の 対応を行うこと及び出頭拒否の認定に先立ち弁明の機会の付与を求めることに関する相談	12月6日	2時間
合 計			30時間	